

新垣参考人 提出資料

意見陳述

最高裁判決への対応に関する専門委員会 御中

2025年8月29日
大阪訴訟原告 新垣敏夫

1 引下げによる影響及び現在の生活

- (1) 生活保護利用者が今回の引下げでどういう生活をしているのかぜひ、想像してください。

最低限度の生活をさらに引き下げられ、食費を削り、光熱費も削り、外出、人付き合いも控え、社会との関係性を失い孤立を深めています。

月数千円の引下げが生活保護利用者には多大な影響を及ぼします。

- (2) 私は、糖尿病をはじめ多くの持病があり医者から様々な食事制限を課されているため、食費の節約には、限界があります。そうすると、他で削るしかありません。

私は、施設にいた母親に親孝行の思いもあり、引下げ前は月に4回面会に行っていました。しかし、この引下げ後、往復1700円の交通費を節約するため母親に会いに行く回数を月2回にへらさざるをえませんでした。いつも月末になると母親に会いに行く交通費に回すか、食費に回すか葛藤する日々でした。その後、姉から、母親が「だれもこない」と言ったことがあるということを知り、ショックを受けました。

令和2年にコロナ禍により面会が出来なくなり、同年10月頃、母親が、いつ何があってもおかしくない状態にあることを知りました。12月頃にやっと面会出来ましたが、母親は意思疎通も叶わない状態でした。その様な母親の姿を見て、これが最後の面会になると感じました。そして、翌3年1月に母親は息を引き取りました。

母親がまだ元気な頃、会いに行くための交通費があればもっと会いに行けたはずですが、それが叶わなかったのはとても残念です。

- (3) 私は、今も少ない保護費の中でなんとかやりくりをしながら生活しています。特に今、物価高の中で食費をどう切り詰めるか、猛暑の中でエアコンの電気代をいかに少なくするか、そういうことを考えながら生活しています。

また、外に出ることがほとんどなく、人と話すこともほとんどない中で、最近では話すときにとっさに言葉がうまく出てきません。

こんな生活がいつまで続くのかと思っています。

2 判決後の厚生労働省の対応について

- (1) 10年以上裁判で闘い、最高裁判決で今回の引下げが違法であることが確定しました。

最高裁判決が出た後、私は、判決を踏まえて厚労省は謝罪をして差額を支払ってくれるものと思っていました。

- (2) しかし、判決から2ヶ月が経過した今も、厚労省は交渉の際に専門家会議の結果を踏まえて対応を検討するとしか述べず、謝罪するかどうかさえも専門家会議の結果をみて判断するかのような発言をして、当事者である私たち原告との解決に向けた協議を拒否し続けています。

このような姿勢は、余りにも不誠実であり怒りがこみ上げています。

私たちが、10年以上前から、そして今もなお最低限度以下の生活を強いられていること、私たちの生存権、そして人権が侵害された状態が続いているということをきちんと理解してください。この状態を解消するために速やかに差額の保護費を払って欲しいです。

厚労省が自らの責任を認めてきちんと解決の内容を示し、その内容を私たち原告が承認しない限り、この問題が解決することはないと思います。厚労省は、自らの違法行為がもたらした結果を認め、その責任を引き受けて、私たち原告からの信頼を回復する第一歩として欲しいです。

3 さいごに

厚労省の今の対応は、新たな論点やあらを探して最高裁判決を骨抜きにしようとしているとしか思えません。最高裁で確定した判断が専門家委員の審議により上書きされて良いわけがありません。過去に遡って別の理由で下げるなど許されません。

厚労省は私たち原告にまた裁判をさせようと考えているのでしょうか。そのようなことにならないよう、よろしくお願いします。

以上